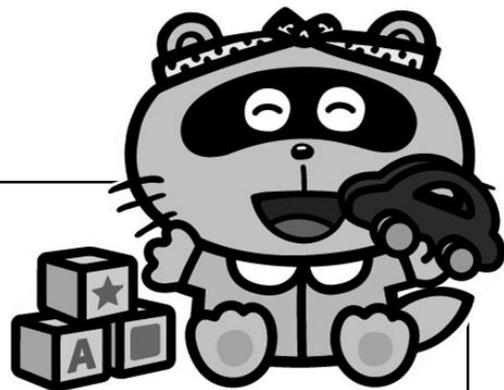


保育施設利用申込案内

～令和7年度版～



令和7年度4月入所申込受付期間

令和6年

11月1日(金)～11月29日(金)

※郵送の場合は必着。

※4月からの転所申込も同様の受付期間です。

※4月入所の結果通知は、1月下旬に発送予定です。(詳細が決まり次第、市ホームページに掲載予定。)

※以下、「市HP」という。

申込方法についてはP1～

●入所・転所申込受付期間●

希望月	申込受付期間	就労証明書等有効期限	希望月	申込受付期間	就労証明書等有効期限
4月	R6.11.1～R6.11.29	R6.10.1以降のもの	10月	R7.7.1～R7.8.25	R7.6.1以降のもの
5月	R7.2.3～R7.3.25	R7.1.1以降のもの	11月	R7.8.1～R7.9.25	R7.7.1以降のもの
6月	R7.3.3～R7.4.25	R7.2.1以降のもの	12月	R7.9.1～R7.10.27	R7.8.1以降のもの
7月	R7.4.1～R7.5.26	R7.3.1以降のもの	1月	R7.10.1～R7.11.25	R7.9.1以降のもの
8月	R7.5.1～R7.6.25	R7.4.1以降のもの	2月	R7.11.4～R7.12.25	R7.10.1以降のもの
9月	R7.6.2～R7.7.25	R7.5.1以降のもの	3月	R7.11.4～R8.1.26	R7.10.1以降のもの

※入所結果通知は、入所月前月の10日頃発送予定です。(4月のみ1月下旬頃を予定。)

目次

1	保育施設に申し込む方法	1
2	保育施設の種類等	2
3	入所申込(書類準備)から利用までの流れ	3
4	保育所入所に必要な要件(認定要件) / 認定期間	5
5	申込後や入所中に生じる手続等	7
6	市外の保育施設への申込み(広域入所)	8
7	その他保育サービス	9
8	保育料・副食費	11
9	認可保育施設以外をご利用の場合	15
巻末	保育施設選びチェックリスト	

1 保育施設に申し込む方法

1 申込受付期間を確認しましょう

表紙をチェック！

入所・転所を希望する月ごとに受付期間が異なります。

すでに認可の保育施設を利用している児童が別の施設に移ることを転所といいます。転所申込みも入所申込みと同様に手続きを行い、入所と同じタイミングで審査を受ける必要があります。なお、審査結果が不承諾の場合については、在籍している保育施設に継続して通うことができますが、転所が決定した場合、それまで在籍していた保育施設は退所となります。内定を辞退しても戻ることはできません。(転所内定後の空き枠に次に待機している方の入所を決定するため。)

2 希望する保育施設を選びましょう

別紙「保育施設一覧」や保育施設の種類説明(次ページ)をチェック！

クラス年齢や0歳児の受入れ月齢、延長保育の実施の有無等を確認して、認可の保育施設の中から最大10施設まで選択することができます。

クラス年齢	生年月日
0歳児クラス	令和 6年[2024年]4月2日 ~
1歳児クラス	令和 5年[2023年]4月2日 ~ 令和 6年[2024年]4月1日
2歳児クラス	令和 4年[2022年]4月2日 ~ 令和 5年[2023年]4月1日
3歳児クラス	令和 3年[2021年]4月2日 ~ 令和 4年[2022年]4月1日
4歳児クラス	令和 2年[2020年]4月2日 ~ 令和 3年[2021年]4月1日
5歳児クラス	平成 31年[2019年]4月2日 ~ 令和 2年[2020年]4月1日

入所決定を辞退した場合、次回の入所調整の際に調整指数が減点になることがあります。保育方針や、園のルールなどをしっかりと確認して選ぶようにしてください。

★施設見学をしましょう！！

事前に各施設へお問合せの上で、見学が可能です。

入所後のイメージを固めるためにも、できるだけ見学してください。

【施設選びのポイント(一例)】

- ・施設の保育方針と合うか
- ・送迎ができるか(所要時間・交通手段など)
- ・預けたい時間と開所時間が合うか

東広島市ホームページに各施設の情報をまとめました。
施設を検討する際の参考にご覧ください。

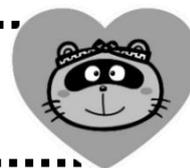


★年度途中の空き状況について市HPに毎月掲載しています

※空き状況において×がついている施設でも急な退所・転所などで空きが生じる場合がありますので、申込みは可能です。

※空きがあったとしても必ず入所できるとは限りません。

保育施設の紹介や預け先の提案等ができる、
保育コンシェルジュ(保育課在籍)までお気軽にご相談ください。



3 必要書類を準備し、受付期間内に申込みしましょう

申込受付期間(表紙)や入所申込詳細(P3)をチェック！

ご自身で記入するものと、就労先など第三者に記入していただくものがあります。有効期限のある書類に注意しながら必要な書類を準備しましょう。

申込みは保育課・各支所窓口、郵送、オンライン申請で受付を行います。

※必要書類がそろっていなかったり、記載内容に不備があったりすると、再提出していただく場合や入所調整時に不利になる場合があります。

★オンライン申請について ~申込みの一部手続きが可能です！~

一部書類は電子申請システムにより提出可能です。それとは別に窓口まで提出が必要な書類があるのでご注意ください。

※申込受付期間内に必要書類の提出がない場合、入所の審査ができません。

2 保育施設の種類の等

1 認可施設

(1) 利用するための認定の種類について

認可施設を利用するためには、児童の年齢や施設の利用形態に応じた「教育・保育給付認定」が必要です。

教育・保育給付認定の種類	保育の必要性 (詳細は P5参照)	クラス年齢 (4/1 時点の年齢に応じたもの)	児童年齢	時間区分※2]	申込先
幼稚園的利用(1号認定)	なし	2～5歳児クラス	満3歳以上	A:教育標準時間	[公立] 市 [私立] 各施設
保育所的利用	(2号認定)	2～5歳児クラス	満3歳以上【※1】	B:保育標準時間 又は C:保育短時間	[公立・私立] 市
	(3号認定)	0～2歳児クラス	0～2歳		

【※1】満3歳になった後、新たに2号認定の認定証を交付します。3号認定→2号認定の切替は自動で行われるため、書類提出等の手続きは不要です。

- ・**保育所的利用(2・3号認定)** … 保護者が就労や疾病等により日中、保育ができない期間に限って保護者に代わり児童の保育を行う場合の認定です。幼児教育の場として、小学校入学準備のため、集団生活に慣れさせるためという理由だけでは利用の対象とはなりません。(保育の必要性[保育要件]が必要。詳細はP5参照。)
- ・**幼稚園的利用(1号認定)** … 幼児教育の場として、認可施設を利用する場合の認定です。(保育の必要性[保育要件]は不要。預かり保育の無償化のための認定についてはP15参照。)

【※2】時間区分については、次のとおりです。開所時間は別紙「保育施設一覧」に掲載しています。

A：教育標準時間	幼稚園・認定こども園（幼稚園的利用）の教育時間（施設に直接ご確認ください。）
B：保育標準時間	最大11時間（保育施設の開所時間の範囲内で利用可能。11時間を超える場合は延長保育料が必要。）
C：保育短時間	最大8時間（利用時間を超える場合は延長保育料が必要。）

(2) 認可施設の種類と利用対象(各認定)について

認可施設の種類	保育所的利用(3号認定・2号認定)		幼稚園的利用(1号認定)			
	0【※3】～2歳児 クラスの利用	申込先	3～5歳児 クラスの利用	申込先	2【※4】～5歳児 クラスの利用	申込先
①認可保育所(公立・私立)	○	市	○	市	×	—
②認定こども園(公立)	○		○		○	市
③認定こども園(私立)	○		○		○	各施設
④小規模保育事業所	○	—	×	—	×	—

【※3】0歳児の受入れ可能月齢は施設によって異なりますので、ご注意ください。

【※4】2歳児クラス（年々少）は、満3歳児以上の児童のみ利用可能です。

①認可保育所

特 徴 | 国が定める配置基準を満たし、認可されている定員20人以上の施設です。

②認定こども園

特 徴 | 幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設です。

③小規模保育事業

特 徴 | 少人数の乳児(3歳児未満:2歳児クラス以下)のみを対象とした施設です。

連携施設 | 各小規模保育事業所における2歳児クラスの卒園後の受入れ先は、それぞれ次のとおりです。

【小規模保育園かえでの森】・・・認定こども園みそのうこばとの森

【めばえ保育園】・・・八本松太陽こども園、八本松あおい保育園、アザレアキッズステーション

※卒園の際の希望により、他の認可保育所等への申込みが可能です。

保育料とは別に制服代、教材費などの費用負担が必要な場合があります。各施設でご確認ください。

2 認可外施設

公的な認可のない保育施設ですが、市へ法律に基づき届出をしています(一部施設を除く)。サービス内容、保育料等は施設ごとに異なり、利用申込みは施設に直接行います。保育の必要性[保育要件]があれば(2歳児クラス以下は加えて世帯が非課税であれば)、施設によって無償化の対象となる場合があります。(詳細はP15参照。)

3 入所申込(書類準備)から利用までの流れ

(1) 準備・申込 (受理した申込書類は返却できませんのでご注意ください。)

申込書類を揃える

(申込受付期間[表紙参照]に注意！)
 保育課／各支所窓口／市HPで配布
 ※4月入所申込期間のみ各保育施設でも配布
 (一部用意のない様式があります。)

市役所保育課／各支所で受付 又は 郵送

※申込受付期間内に不備のない書類の提出が必要。
 郵送の場合は特に注意！
 ※不備があった場合は再提出になります！

書 類	備 考	書 類	備 考
① 教育・保育給付認定申請書兼 入所申込書(以下、「申込書」という。)	児童1人につき1枚	② 申込補助票	1世帯につき1枚
③ 保育の認定要件に関する申立書	1世帯につき1枚	④ 保護者が保育を必要とする事由 (保育要件)を証明する書類	書類は P5を参照
⑤ 世帯員全員の個人番号カード (マイナンバーカード) ※郵送の場合は表裏の写し	マイナンバー通知書 & 保護者の顔写真付き本人 確認証明書でも可	⑥ 窓口で書類を提出する人 (郵送の場合は発送する人)の 本人確認書類(顔写真付きのもの) ※郵送の場合は表裏の写し	・マイナンバーカード ・運転免許証 ・在留カード 他
⑦ 確認事項・同意書	1世帯につき1枚	⑧ 児童手当に係る保育料・副食費 の徴収等に関する申出書	1世帯につき1枚
⑨ その他必要書類	該当者のみ (詳細は次欄を参照)		

ひとり親家庭の場合

・(保護者の戸籍謄本の写し(全部事項証明書)/ひとり親家庭医療受給者証/児童扶養手当証)のうち1つ

別居しており離婚調停中などの場合

・離婚調停中であることが証明できる書類(裁判所や弁護士等の発行した書類)

世帯員(入所児童を含む)が手帳等を所持している場合

・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳

生活保護法に依る保護を受給中の世帯

・生活保護受給者証

児童にアレルギーがある場合

・こどもの健康チェック表のうち、アレルギー欄

児童が外国籍の場合

・外国籍調査票

児童に既往症・手帳ほか保育する上で気になる点がある場合

・こどもの健康チェック表のうち、児童の健康状況欄

親権者以外(祖父母など)が代理で申請に行く場合(代理申請はやむを得ない場合のみ可)

・委任状(親権者が、窓口に行く人に委任するもの)

★転入予定で申し込む場合

東広島市に住民票がなくても転入前に申込みが可能です。(※東広島市の入所申込受付期間内に限る。)

入所決定後は、入所月1日までに東広島市への転入手続きが必要です。

ただし、他市町の認可保育施設を利用中の場合、早めに東広島市への転入手続きを行ってしまうと、入所中の他市町の施設の利用ができなくなる場合があります。転入手続きのタイミングにご注意ください。

★専門員が聞き取りを行う場合があります

児童にアレルギーや既往症・手帳ほか保育する上で気になる点がある場合、申込受付時に窓口で専門員による聞き取りを行います。時間に余裕をもって、可能であれば入所を希望する児童と一緒に、保育課窓口までお越しください。

来庁時に専門員が不在だった場合は、後日お電話で聞き取りを行います。

★公立認定こども園の幼稚園的利用の申込

認定こども園御菌宇幼稚園、認定こども園くば、認定こども園たけに、認定こども園とよさかの4園は公立の認定こども園です。前ページの表の①、⑤～⑨の書類を用意してください。定員以上の申込があった場合は、抽選を行います。

認定こども園御菌宇幼稚園

申込の際に、御菌宇幼稚園での面談を行います。施設に直接連絡し、日程を調整してください。上記の書類のほか、入園願が必要です。

4月の申込は令和6年11月11日（月）、12日（火）に行ないます。それ以外の期間については、随時受け付けています。（保育所的利用は除く。）

認定こども園くば、たけに、とよさか

市役所保育課／各支所で申込を受け付けます。申込受付期間は保育所的利用と同じです。

(2) 入所調整

- ・申込書類によって保育要件を確認し、家庭で保育ができない度合の高い順に決定します。
- ・申込みの順番や待機している期間は入所調整には影響しません。
- ・次に該当する場合は希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。
 - ▶入所基準を満たしてない場合
 - ▶希望する保育施設に希望者が多数いる場合
 - ▶入所基準の該当事由により希望する保育の実施期間に沿えない場合
- ・調整を行う年度内（4月については前年度）に入所の辞退があった場合、調整指数を減点します。

(3) 決定、教育・保育給付認定の通知

- ・入所月の前月10日頃に郵送により入所調整の結果を通知します。お電話でのお問合せにはお答えできません。
- ・認定期間に変更等がない限り、入所調整の結果の通知の再発送はいたしません。
- ・入所を辞退する場合は入所月の前月末までに辞退届を提出してください。辞退した年度内及び翌年度4月申込があった場合、調整指数を減点します。
- ・転所決定の場合、それまで在籍していた保育施設は退所となるため、転所を辞退しても戻ることはできません。
- ・入所決定通知後、申込みの内容と事実が異なり、保育要件が満たされていないことが確認された場合や、安全に保育をすることができないと判断された場合、入所の承諾を取り消すことがあります。住所・世帯構成（離婚、出産等）・認定要件（退職・転職等）など、届出の内容に異動があった場合は、速やかに新しい内容の書類を提出してください。また、児童の状況が変わった場合は速やかに保育課にご相談ください。

(4) 入所決定施設での入所案内

・施設から日程等の案内があります。

(5) 保育料通知

・入所月の前月末頃に郵送により通知します。

保育料の詳細については、P11～をチェック！

(6) 入所

- ・原則として、入所月の1日付けでの入所となります。
- ・育児休業復帰日に入所する場合のみ、育児休業復帰日である月途中の日付で入所可能です。

○入所調整の結果、入所できず保留（待機）となった場合

申込書の有効期限は年度内最長6か月間となりますので、その間は継続して審査を行います。6か月経過後は、再度入所申込が必要になります。なお、保育要件・希望する園の変更、入所申込の取下げなどについてはP7をご覧ください。

☆保育施設の適正利用にご協力ください

保育施設は、就労など家庭での保育が難しい保護者に代わって児童を保育する施設です。家庭で保育ができるときは、**家族一緒に過ごす時間を大切にしてください。**家族での会話やスキンシップにより、基本的なコミュニケーションや生活習慣が身につく、児童の心や情緒の安定につながります。

また、保育士が不足しており、特に朝夕の時間や土曜日の保育士確保が難しい状況があります。安全で充実した保育を安定して実施するためにも、適正利用のご協力をお願いいたします。

4 保育所入所に必要な要件(保育要件) / 認定期間

認可施設を保育所的利用する場合(2・3号認定)は、父母について**家庭で保育をすることができない理由(保育要件)**が必要です。「**保育の認定要件に関する申立書**」とセットで提出してください。

認定要件の種類・各要件を証明する書類		入所後の書類提出期限	
		認定期間	
		注意事項	
保育要件1: 就労する(している) ※1か月あたり64時間以上の勤務時間があり(休憩時間除く)、給与を得ていることが必要			
被雇用者 【※1】	就労中	①就労証明書	認定期間終了月の15日まで 就労期間中 —
	就労予定	②【就労開始後】就労証明書	勤務開始から30日以内 入所日から2か月間 ・②の提出により、認定期間を就労期間中に延長(提出なき場合は退所) ・ 入所月に勤務開始 が必要
	育休復帰	②【復帰後】復職証明書	復帰日から30日以内 入所日から2か月間 ・②の提出により、認定期間を就労期間中に延長(提出なき場合は退所) ・ 入所月に復帰 が必要
	就労先の代表者 or 就労証明書記載者が 児童と血縁関係	②【入所後】就労証明書 就労時間・給与収入申立書 入所月から2か月分の給与明細書の写し	②の給与明細が発行されてから30日以内 入所日から3か月間 ②の提出により、認定期間を就労期間中に延長(提出なき場合は退所)
自営業	開業して1年以内	①開業届 または 法人登記簿 ②【入所後】確定申告書の写し 又は 市県民税申告書の写し	認定期間終了月の15日まで 開業翌年3月末まで ②の提出により、認定期間を就労期間中に延長(提出なき場合は退所)
	開業して1年以降	①確定申告書の写し または 市県民税申告書の写し	認定期間終了月の15日まで 就労期間中 —
保育要件2: 妊娠した・出産する(予定である) ※出産児童の上の子が対象			
①母子手帳の写し(表紙、出産予定日のページ)		認定期間終了月の15日まで 出産予定日 もしくは 出生日から産後8週間(多胎児は14週間)を経過する日の翌日の属する月の月末まで ・出産後、世帯構成の変更の手続が必要 ・認定期間満了後も他の要件で継続入所を希望する場合には手続が必要	
保育要件3: 育児休業を取得する ※認定要件2「妊娠・出産」の認定期間満了後の継続入所を希望する場合には【※2】参照。			
①就労証明書 (育児休業に関する項目が記載されたもの)		認定期間終了月の15日まで 育児休業終了日が属する月末まで ・原則として3歳児クラス以上の児童が可 ・入所する月の属する同一年度内の育休復帰が必要 ・時間区分は、保育短時間のみ	
保育要件4: 疾病・障がいがある			
①医師の診断書 または 手帳等【※3】		認定期間終了月の15日まで 診断書等の定めがある期間の月の月末まで(定めのない場合は入所日から6か月間) 診断書は保育ができない旨の記載があるもの	
保育要件5: 介護・看護を行う ※1か月あたり64時間以上の介護・看護時間が必要			
①介護・看護状況申告書 ②スケジュール申告書 ③医師の診断書 または 手帳等【※3】 <介護の場合> ④ケアプラン「週間サービス計画書」の写し		認定期間終了月の15日まで 証明期間満了日の属する月の月末まで ・要介護者が 同居 の家族の場合のみ ・診断書は介護・看護が必要である旨の記載があるもの	
保育要件6: 求職活動を行う(起業準備を含む)			
①ハローワークの受付票の写し ②【就労先決定後】就労証明書 <起業準備の場合> ①起業準備をしていることがわかる書類(店舗の賃貸契約書、物品の購入履歴がわかるものなど) ②【起業後】開業届 または 法人登記簿		認定期間終了月の15日まで 入所日から3か月間 ・入所後、3か月以内に月64時間以上の就労を開始できない場合は退所 ・時間区分は、保育短時間のみ	
保育要件7: 就学する(職業訓練校を含む)			
①在学証明書 ②就学時間の分かる時間割またはカリキュラム (ない場合はスケジュール申告書)		認定期間終了月の15日まで 在学期間満了月まで 通信教育不可	

認定要件の種類・各要件を証明する書類	入所後の書類提出期限	
	認定期間	
	注意事項	
保育要件8:災害復旧に従事する		
①り災証明書	認定期間終了月の15日まで	証明期間満了日の属する月の月末まで
	—	
保育要件9:DV(家庭内暴力)／ストーカー被害／児童虐待を受けている等		
①保育課にご相談ください	認定期間終了月の15日まで	証明期間満了日の属する月の月末まで
	—	

【※1】認可の保育施設で保育士として就労(就労予定)の申込(新規入所に限る)について
入所調整において保育士加点を付けて審査をしています。保育士として就労していることが確認できなかった場合、入所決定取消(退所)となります。

【※2】育児休業を取得する場合の継続入所について

クラス年齢	状態	提出書類
0～2歳児クラス	退所 <small>(2歳児クラスのみ、保護者の育休取得時点及び前年度において入所保留児童がいない場合に継続入所が可能です。)</small>	○退所届
3歳児クラス	卒園までの育休復帰が条件で入所継続可	○育児休業を取得したことが分かる就労証明書 ○教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)
4～5歳児クラス	無条件で入所継続可	

【※3】身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳



東広島市 手続きガイド

簡単ないくつかの質問に回答することで申込時に必要な書類を提示します。



★証明書の偽造、変造(無断作成、改変)について

就労証明書等の書類について、申込者自身が偽造、変造した場合、発行元の押印がない場合であっても、「有印私文書偽造罪」「有印私文書変造罪」「私電磁的記録不正作出罪」が成立する場合があります。

また、偽造等が判明した場合、保育所の入所の取消や退園に繋がることもありますのでご注意ください。

5 申込後や入所中に生じる手続等

(1) 申込後に発生する手続きについて

※取下げや希望施設、要件の変更などは、申込受付期間に対応した月に反映します。

手続きは、保育課及び各支所窓口で可能です。

こんな時に	提出書類・注意事項
入所申込みを取り下げたい 転所申込みを取り下げたい	○入所申込取下書 ○転所申込取下書 ※市HPまたは窓口にて配布
希望する保育施設を変更したい きょうだい条件の変更をしたい(きょうだい同時申し込みの方)	○電子申請にて変更可能 
保育要件が変わった (例)・就労先、就労時間等が変わった ・求職活動中、就労予定から就労を開始した	○保育要件についての証明書類(前ページ参照)
住所、氏名、電話番号、世帯に変更があった	○保育課にお問い合わせください
保育所に入所が決まったが、行くのをやめたい	○辞退届 ※入所を辞退した場合、辞退した年度内及び翌年度4月申込の調整指数を減点します。
保育課から届いたはがき(支給認定証、結果通知書、不承諾通知書など)を紛失などしたため、再発行してほしい	○再交付申請書

(2) 入所中に発生する手続きについて

※該当する場合は速やかに手続きを行ってください。遅れた場合、入所が継続できない可能性があります。

手続きは、保育課、各支所窓口及び各保育施設でできます。

こんな時に	提出書類・注意事項
保育要件が変わった	○教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届) (以下、「変更申請書」という。) ○保育要件についての証明書類(前ページ参照)
保育必要量(保育標準時間⇔保育短時間)の変更	○変更申請書
世帯員の異動、出産	○変更申請書 ○世帯台帳(申込書裏)
婚姻、離婚等	○変更申請書 ○世帯台帳(申込書裏) ○保護者の戸籍謄本の写し(全部事項証明書)
住所、第一保護者の変更	○変更申請書
転所	○保育所(園)変更届 ○教育・保育給付認定申請書兼入所申込書 ※手続きは市役所保育課、各支所でできます。 (保育施設ではできません。) ※転所希望月の前々月の25日(閉庁の場合は翌開庁日)までに提出してください。 ※保護者が育児休業中に転所申込みはできません。
退所	○退所届 ※月途中での退所の場合、その月の保育料は日割り計算です。
保育施設に長期間登園することができない場合	※入所後、保育施設に2か月以上登園していない場合、原則として退所となります。(退所日までは保育料等がかかります。) ※病気など特別な事情がある場合は、保育課にご相談ください。
保育課から届いたはがき(支給認定証、結果通知書、不承諾通知書など)を紛失などしたため、再発行してほしい	○再交付申請書

(3) 現況届について

入所後も保育要件を確認するため、原則として書類の提出が毎年（必要に応じて随時）必要です。
市や保育施設等から案内があります。

6 市外の保育施設への申込み(広域入所)

市外勤務・里帰り出産などの理由により東広島市に住民票がありながら市外の保育施設の利用を申し込むことが可能です。

● 審査自治体

保育施設のある市区町村

● 申込先

東広島市保育課

● 申込受付期間

各市区町村の申込締切日の1週間程度前

● 注意点

- ・ 保育施設のある市区町村の審査基準、締切日などについてのご確認をお願いいたします。
- ・ 締切日間近に提出されると、入所希望月の審査に間に合わない場合があります。

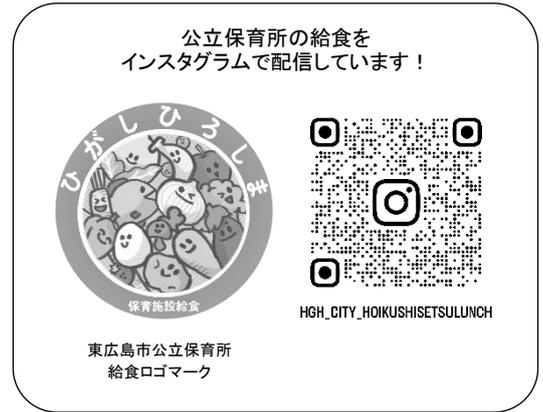
7 その他保育サービス

(1) 給食

多くの食品を使ってバランスのとれた食事を提供しています。

- ・ **給食内容**
2歳児クラス以下は主食と副食、3歳児クラス以上は副食のみの提供を行っています。ただし、一部の施設では3歳児クラス以上にも主食を提供しています。
- ・ **食物アレルギーについて**
アレルギーの原因食物は、安全な給食提供の観点から、医師の診断に基づいて除去しています。

詳細は各施設にお問い合わせください。



(2) 一時保育

保護者の就労、病気、子育ての負担軽減など、一時的な利用ができます。問い合わせや申込みについては直接施設へご連絡ください。令和6年10月時点で一時保育の実施をしている保育施設については別紙「認可保育施設一覧」を参照ください。利用者が多い場合はお断りすることがあります。

(3) 園庭解放

家庭での子育て支援の一環として各保育施設で行っています。問い合わせは各保育施設へご連絡ください。

(4) 病児保育

病中や病気の回復期のため集団保育が難しい場合、保育施設に預けることができません。その場合は、病児保育施設の利用をご検討ください。

病児保育施設は、看護師等が一時的に保育等を実施しています。利用については各病児保育施設にお問い合わせください。

- 市内の病児保育施設 ※施設の詳細についてはHPをご覧ください。

病児・病後児保育室たんぼぼ (博愛会(木阪病院/木阪クリニック) 関連施設)	問い合わせおよび予約 TEL 090-1685-4443	
病児保育室うさぎ (こどもクリニック八本松内)	問い合わせ TEL 082-428-2255 予約はインターネットから	
アイグラン保育園川上 (病児保育室)	問い合わせおよび予約 TEL 082-226-5666 ※アイグラン保育園川上に入所していない児童も利用可能です。	

- 病児保育施設利用料の減免制度

対象者	生活保護世帯・市民税非課税世帯の児童 ※世帯の考え方について 父母(ひとり親認定のある世帯の場合は、父母のうちいずれか1人)の収入の合計額が基準額(月額10万円(年額120万円)未満であり、かつ祖父母等と同居している場合、その祖父母等のうち、最も市町村民税額の高い者一人を「家計の主宰者」として世帯に含めます。
受付場所	保育課窓口または電子申請 ※申請書の印刷および電子申請はこちらから →
必要なもの	保護者の本人確認書類(顔写真付きのもの マイナンバーカード、運転免許証 など)

※保護者以外が申請する場合は保護者からの委任状が必要です。

【減免制度利用にあたっての注意事項】

- ・利用日までに申請書を市に提出する必要があります。申請日以前の利用に係る利用料は、減免の対象になりません。
- ・減免の対象の判定にあたり、市民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧します。
- ・審査の結果、減免対象とならない場合があります。対象とならない場合は、不承諾通知書を送付します。
- ・食費や延長利用料については減免の対象とはなりません。
- ・減免の対象期間は最大で年度末までです。9月に算定対象の課税年度が切り替わるため、減免の対象期間が変更になる場合があります。
- ・減免の認定期間中に、転居や婚姻等で世帯の課税状況が変わる場合には、それにより減免の対象外になる可能性があります。転居や婚姻等をした場合は速やかに保育課までご連絡ください。

8 保育料・副食費

1 保育料・副食費（以下、「保育料等」という。）について

(1) 納付のお願い

保育料は、保育サービスを利用するために必要な費用です。家計に与える影響を考慮して、保護者の収入状況等に応じて、保育所等で日々の保育を行うために必要な経費の一部を負担していただきます。また、副食費は、給食を提供するための食材費等に充てられるものです。

このことについて十分御理解いただき、**納付期限内に必ず納付いただきますようお願いいたします。**

(2) クラス年齢と保育料等の関係について

0～2歳児クラスに属する児童は保育料が必要です。3～5歳児クラスに属する児童の保育料は無償となる一方で副食費（おかず代）はご負担いただきます。副食費の額は施設によって異なりますので、各保育施設にご確認ください。（0～2歳児クラスにおける主食費、副食費は保育料に含まれています。）

保育料及び副食費はクラス年齢（入所年度における4月1日時点での年齢）により区分します。例えば、9月1日が誕生日の児童が4月1日時点で2歳だった場合、その年度中は2歳児クラスに属し、保育料がかかります。

5歳児クラス	副食費
4歳児クラス	
3歳児クラス	
2歳児クラス	保育料
1歳児クラス	
0歳児クラス	

2 保育料の額・副食費の徴収（又は免除）の決定方法について

児童の扶養義務者のうち、原則として、同一生計である父母【※1】の市町村民税に基づき、毎年決定されます。

同一生計の父母【※1】の市町村民税の課税の有無／所得割額の合計



次ページ「保育料等 徴収月額基準表」を基に決定

【※1】父母（ひとり親認定のある世帯の場合は、父母のうちいずれか一人）の収入の合計額が基準額（月額10万円（年額120万円））未満であり、かつ、祖父母等と同居している場合、その祖父母等のうち、最も市町村民税額の高い者一人を「家計の主宰者」として「**保育料等算定上の世帯**」に加え、保育料を決定します。

保育料等算定上の世帯

=

保育料等算定対象者
(父母及び場合により同居祖父母等のうち一人)

+

その算定対象者と
生計を一にする者

※「保育料等算定上の世帯」とは、生計を一にする消費経済上の1単位を指し、必ずしも住民票上の世帯と一致するものではありません。

保育料等の算定対象に祖父母等が含まれていても、父母の収入の増額等により平均収入月額が継続的に10万円を超えるようになったときは、保育料等の算定対象から祖父母等を外すことができます場合があります。（一定期間の給与明細書等の提出が必要です。）なお、保育料等の算定対象から祖父母等を外してきた場合も、毎年4月と9月に保育料等の決定をする際に、父母の平均収入月額が継続的に10万円を超えているか確認します。詳しくは保育課までお問い合わせください。

(1) 保育料等の決定に用いる市町村民税の参照年度について

令和7年						令和8年					
4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
保育料等	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
令和6年度市町村民税に応じて決定 (令和5年中の収入により算定)						令和7年度市町村民税に応じて決定 (令和6年中の収入により算定)					

参照する税年度の切り替わりのタイミングで、毎年、保育料等の決定（9月分以降）を行います。
※税額に変更等があった場合は、速やかに保育課へ申し出て、申告書の控えを提出してください（年度内に限る）。

(2) 税額が不明な場合の保育料等について

確定申告をしていない等により市町村民税額の確認ができなかった場合は、保育料は「D13 階層（最高額）」、副食費は「徴収」にて仮決定いたします。必要な書類を提出いただいた後、改めて保育料の決定を行います。
※年度内に限る。

(3) 保育料の多子軽減について

保育所等を利用している児童に上の子がいる場合の保育料等は、半額または無料になる場合があります。詳しくは2ページ先をご確認ください。

(4) 月中途に入所・退所した場合の保育料について

保育実施の有無等（日・祝等）を考慮して、日割り計算となります。なお、退所せずに保育所等を欠席した場合等は、利用の有無にかかわらず所定の保育料がかかりますのでご注意ください。

(5) ひとり親世帯／障がいのある人がいる世帯等の保育料等について

次の要件をすべて満たす場合、保育料等は、**【徴収月額基準表【特例】】**により決定されます。

- ・保育料等の算定に用いる市町村民税額の合算額が77,101円未満である
- ・ひとり親世帯【※1】、又は、障がい者手帳等を所持している世帯【※2】、又は、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯

【※1】 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

【※2】 「保育料等算定上の世帯員」について、次のいずれかの状況に該当する世帯

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいる世帯
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児がいる世帯
- ・国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者がいる世帯

(6) 算定に用いる市町村民税所得割額について

[配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等]を適用する前の金額を用います。

令和7年度4月分～8月分の保育料等の算定には定額による所得税額の特別控除を適用した後の金額を用います。

(7) 保育料等を決定するための徴収月額基準表について

＜保育料等 徴収月額基準表＞

階層区分【※4】	市町村民税の課税状況等	保 育 料 (多子軽減による2人目保育料) 0～2歳児クラス		副 食 費 3～5歳児クラス 標準時間・短時間 ・教育標準時間
		標準時間	短時間	
		A	生活保護世帯等【※3】	
B	非課税世帯	0	0	
C1	均等割のみ課税	13,000 (6,500)	12,300 (6,150)	
C2	48,600円未満	17,100 (8,550)	16,160 (8,080)	
D1	48,600円以上 60,700円未満	19,200 (9,600)	18,150 (9,080)	
D2	60,700円以上 71,600円未満	21,900 (10,950)	20,700 (10,350)	
D3	71,600円以上 83,700円未満	25,900 (12,950)	24,500 (12,250)	
D4	83,700円以上 97,000円未満	30,000 (15,000)	28,350 (14,180)	
D5	97,000円以上 108,400円未満	32,800 (16,400)	31,000 (15,500)	
D6	108,400円以上 123,300円未満	36,700 (18,350)	34,700 (17,350)	
D7	123,300円以上 145,000円未満	40,600 (20,300)	38,360 (19,180)	
D8	145,000円以上 169,000円未満	44,500 (22,250)	42,000 (21,000)	
D9	169,000円以上 190,300円未満	50,000 (25,000)	47,250 (23,630)	
D10	190,300円以上 222,300円未満	54,000 (27,000)	51,030 (25,520)	
D11	222,300円以上 301,000円未満	58,500 (29,250)	55,300 (27,650)	
D12	301,000円以上 397,000円未満	60,300 (30,150)	57,000 (28,500)	
D13	397,000円以上	64,000 (32,000)	60,480 (30,240)	市町村民税額 57,700円【※5】 以上 徴収

【月額／円】

＜保育料等 徴収月額基準表【特例】＞

階層区分【※4】	保 育 料 (多子軽減による2人目保育料) 0～2歳児クラス		副 食 費 3～5歳児クラス 標準時間・短時間 ・教育標準時間
	標準時間	短時間	
	A	0	
B	0	0	
C1	5,800 (0)	5,500 (0)	
C2	6,200 (0)	5,900 (0)	
D1	6,700 (0)	6,400 (0)	
D2	7,200 (0)	6,800 (0)	
D3	7,700 (0)	7,300 (0)	

※市町村民税所得割額 77,101円未満

【月額／円】

- ・2人目が（ ）内の金額で、3人目以降は無料です。
- ・利用する保育施設によって、保育料以外に施設の運営にかかる経費や、教材費等の特定負担額を求めることがあります。詳しくは各保育施設にご確認ください。

【※3】 ・生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）
・中国在留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯

【※4】 認定子ども園等を幼稚園の利用（1号認定）する場合、階層区分は、「1」や「2」といった数字のみで表記される階層となり、保育料は無償化により0円となる一方で、副食費がかかります。

【※5】 認定子ども園等を幼稚園の利用（1号認定）する場合には、57,700円を77,101円と読み替えてください。

3 保育料等の多子軽減について -上の子がいる場合の保育料等-

保育所等を利用している児童に上の子がいる場合について、保育料が半額又は無料に、又は、副食費が徴収免除となる場合があります。(これを多子軽減といいます。) 上の子と認定する範囲は、世帯の状況・税額等によって異なります。なお、上の子の通う施設によっては、在園証明書等の提出が必要になる場合があります。

<多子軽減の適用表(保育所利用(3号認定及び2号認定)の場合)>

世帯の状況	市町村民税 所得割額	対象となる 上の子	在園証明書 の提出	対象児童の保育料 / 副食費	
				対象児童が第2子	対象児童が第3子以降
ひとり親世帯 又は 障がいのある 人がある世帯等 (詳細は前ページ参照)	77,101円 未 満	父母と同一生計の 子ども全て	不要	0円 / 0円	0円 / 0円
	77,101円 以 上	施設【※1】に在籍する 就学前児童のみ	通所施設 により要【※1】	半額 / 全額 (軽減なし)	0円 / 0円
上記以外の世帯	57,700円 未 満	父母と同一生計の 子ども全て	不要	半額 / 0円	0円 / 0円
	57,700円 以 上	施設【※1】に在籍する 就学前児童のみ	通所施設 により要【※1】	半額 / 全額 (軽減なし)	0円 / 0円

<多子軽減の適用表(幼稚園利用(1号認定)の場合)>

世帯の状況	市町村民税 所得割額	対象となる 上の子	在園証明書 の提出	対象児童の副食費	
				対象児童が第2子	対象児童が第3子以降
全ての世帯	77,101円 未 満	小学校1~3年生 及び 施設【※1】に在籍する 就学前児童	通所施設 により要【※1】	0円	0円
	77,101円 以 上	小学校1~3年生 及び 施設【※1】に在籍する 就学前児童	通所施設 により要【※1】	全額 (軽減なし)	0円

【※1】多子軽減の対象施設及び在園証明書の一覧表

多子軽減対象施設及び在園証明書が不要か必要かどうかについては次のとおりです。

多子軽減対象施設で、在園証明書等の提出が**不要**

- 保育所
- 認定こども園
- 幼稚園
- 地域型保育事業所
- 企業主導型保育事業所

多子軽減対象施設で、在園証明書等の提出が**必要**

- 特別支援学校幼稚部
- 医療型児童発達支援
- 児童心理治療施設
- 児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援

4 保育料等の変更・減免について

(1) 保育料等の変更について

次のような場合に、保育料等の変更が必要な場合がありますので、保育課、支所又は利用中の保育施設(以下、「保育課等」という。)に必要な書類を提出してください。なお、市の調査等により世帯状況の変更等が発覚した場合、遡及して差額分の保育料等を徴収する場合がありますので、速やかに手続きを行ってください。

※書類が保育課に到着した翌月の保育料等決定時に変更を行います。

※下記の通り、各書類の最終提出期限にご注意ください。 **※原則として年度を超える保育料等の変更は行いません。**

i) 世帯状況に変更があった場合

最終提出期限：年度末まで

- 離婚した/離婚を前提とした別居を始めた/配偶者が亡くなった
- 結婚した/未届だが同居を始めた
- 祖父母等と同居(別居)を始めた
- 家計の主宰者が変わった(祖父母の扶養に入った等)
- 生活保護の受給開始/保護廃止となった
- 世帯員の障がい者手帳等の所持状況が変わった

<必要提出書類> ●教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届) ●児童台帳(申込書裏面)
●その他の書類(必要な場合と不要な場合があります。詳細については、保育課へお問い合わせください。)

ii) 所得税・市町村民税額に変更があった場合

最終提出期限：年度末まで

※税務署へ申告等を行った場合のみ、期限はその年度の12月末まで

市民税課や税務署へ修正申告した場合は、保育課へ申し出てください。

<必要提出書類> ●申告書の控え

(2) 保育料の減免について

児童の属する世帯が、火災・風水害等の災害その他特別の事情により、納付が困難であると認められる場合には、申請により保育料が減免される場合(副食費は対象外)があります。詳しくは保育課にお問い合わせください。

5 保育料等の納付について

(1) 保育料等の納付先について

保育料等の納付先は、利用する施設に応じて次のとおりです。以下では、「①東広島市」へ納付する場合の説明を記載しています。「②各保育施設」は、直接保育施設への納付となりますので、各施設にお問い合わせください。

	公立		私立		
	保育所	認定こども園	保育所	認定こども園	小規模保育事業
保育料	①東広島市	①東広島市	①東広島市	②各保育施設	②各保育施設
副食費	①東広島市	①東広島市	②各保育施設	②各保育施設	なし

—広域利用による他市町村の保育施設を利用する場合—

- 私立保育施設(保育所) → 「①東広島市」へ納付
- 公立保育施設 → 「他市町村の自治体」へ納付
- 私立保育施設(認定こども園等) → 「②各保育施設」へ納付

(2) 東広島市への納付方法について

保育料及び副食費の納付は、**口座振替を原則**としています。御理解と御協力をお願いします。
(市内に本店・支店のある銀行に限ります。)

- ※口座振替の手続きが困難な場合、送付する納付書により**金融機関の窓口で納付**していただくことになります。
- ※保育料等は申込書に記載された申請保護者(第一保護者)を第一納付義務者として請求を行います。(代表を問わず保護者に納付義務が生じます。)

(3) 口座振替申込み方法

- i) 提出書類 「保育所(園)保育料口座振替依頼書(以下、「口座振替依頼書」という。)」 ※入所決定後、保育施設より配布
- ii) 提出先 直接、「口座振替依頼書」に記入した金融機関の窓口へ提出

- ※きょうだいが入所している場合、原則として同じ口座からの振替となります。
- ※振替日に残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替は実施しません。振替日以降に送付される「督促状(兼納付書)」を金融機関の窓口へ持参し納付してください。
- ※口座振替依頼書提出後、口座振替の手続きが完了するまで最大2か月程度かかります。

(4) 口座振替日(納期限)について

期別	口座振替日 (納付書の場合は納期限)	期別	口座振替日 (納付書の場合は納期限)	期別	口座振替日 (納付書の場合は納期限)
4月分	令和7年 4月30日	8月分	令和7年 9月 1日	12月分	令和8年 1月 5日
5月分	令和7年 6月 2日	9月分	令和7年 9月30日	1月分	令和8年 2月 2日
6月分	令和7年 6月30日	10月分	令和7年10月31日	2月分	令和8年 3月 2日
7月分	令和7年 7月31日	11月分	令和7年12月 1日	3月分	令和8年 3月31日

(5) 保育料等が滞納になった場合について

i) 児童手当からの徴収について

保育料等に滞納があるにもかかわらず継続的な納付が困難な場合については、児童手当に係る保育料・副食費の徴収等に関する申出書に基づいて保育料等に充当します。詳しくは保育課までお問い合わせください。

ii) 滞納への対応について

督促状(兼納付書)記載の期日までに保育料等の納付がない場合、次のような対応を取る場合があります。

- 自宅及び勤務先への電話・訪問
- 勤務先への給与照会及び金融機関等への財産調査
- 差押(預金・給与・生命保険・不動産等)の滞納処分

なお、保育料等を滞納した期間に応じて延滞金がかかる場合があります。

9 認可保育施設以外をご利用の場合

1 子育てのための施設等利用給付認定について

下表中の「施設の種類」にある施設をご利用の場合、子育てのための施設等利用給付認定(新認定)を受けることで、幼児教育・保育の無償化となります。

施設利用の申込み方法や空き状況などについては、施設に直接お問い合わせください。

■無償化の範囲

子どもの年齢		3～5歳児クラス (3歳で迎える4月1日～小学校就学前)		0～2歳児クラス (出生から3歳になって最初の3月31日まで)		
		あり	なし	あり		なし
保育要件【※1】						
住民税課税状況		-	-	非課税世帯	課税世帯	-
施設の種類	私立幼稚園(新制度移行済) 認定こども園(教育利用)	無償				
	認定こども園(教育利用)の 預かり保育料	11,300円/月 (450円×利用日数) まで無償【※2】	無償化の対象外	-	-	-
	私立幼稚園(新制度未移行)	25,700円/月まで無償【※2】 ※国立大学附属幼稚園は8,700円/月				
	私立幼稚園の預かり保育料	11,300円/月 (450円×利用日数) まで無償	無償化の対象外			
	認可外保育施設、病児保育 ファミリー・サポート・センター 一時預かり【※3】	合計37,000円/月 まで無償		合計 42,000円/月 まで無償	無償化の対象外	

【※1】保育要件(保育を必要とする事由)については、P5・6をご覧ください。

【※2】認定こども園(教育利用)、幼稚園の「満3歳児クラス」については、上記3～5歳児クラスと同様ですが、預かり保育料の無償化の対象となるには、保育要件に加え、住民税非課税世帯である必要があります。(この場合の上限額は16,300円/月)

【※3】企業主導型保育施設については、直接利用している施設にお問い合わせください。

2 申請方法について

無償化の対象となるためには、子育てのための施設等利用給付認定の申請を行い、下記いずれかの認定を受ける必要があります。

認可保育施設の利用申込とは異なる申請であるため、必ず子育てのための施設等利用給付認定の申請を行ってください。

申請は、必要書類を記入・準備の上、東広島市役所またはご利用の施設で行ってください。ただし、申請日以前に遡って認定を受けることはできないため、必ず利用日の前日までに申請書類を東広島市役所へ提出してください。

●新1号認定：満3歳児以上で、私立幼稚園(新制度未移行)を利用する場合

必要書類：施設等利用給付認定申請書

●新2号認定：3～5歳児クラスで、認定こども園(教育利用)・私立幼稚園の預かり保育を利用する、 または、認可外保育施設等を保育利用する場合

必要書類：施設等利用給付認定申請書、保育要件を証明する書類

●新3号認定：市民税非課税世帯の0～2歳児クラスで、認可外保育施設等を保育利用する、 または、

市民税非課税世帯の満3歳児で、認定こども園(教育利用)・私立幼稚園の預かり保育を利用する場合

必要書類：施設等利用給付認定申請書、保育要件を証明する書類

3 無償化給付の受け方について

認定を受けることで幼児教育・保育の無償化の対象となりますが、利用する施設の種類により無償化給付の受け方が異なります。

●私立幼稚園（新制度未移行）を利用【新1号認定】 認定こども園（教育利用）・私立幼稚園（新制度移行済）の預かり保育を利用【新2・3号認定】

上記の場合は、市が施設に対して直接支払いを行うため、保護者が支払う必要はありません。
ただし、対象上限額を超えた場合は、施設より別途徴収される場合があります。
また、給食費（免除者を除く）、教材費、行事費、バス送迎費など、保育料以外の費用は無償化対象外となります。ご利用の施設に直接お支払いください。

●私立幼稚園（新制度未移行）の預かり保育を利用【新2・3号認定】 認可外保育施設等を利用【新2・3号認定】

上記の場合は、いったん保護者が保育料を施設へ支払い、後から市に対して請求を行い、払い戻しを受ける「償還払い」となります。償還払いの受付は、4月、7月、10月、1月の年4回行います。
該当月に、「施設等利用費請求書」に、施設を利用した際に発行される「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書」を添えて、期日までに、ご利用の施設または東広島市役所に提出してください。なお、給食費（免除者を除く）、教材費、行事費、バス送迎費など、保育料以外の費用は無償化対象外となります。

■令和7年度 償還払いスケジュール

償還払い対象月【※1】	請求書提出締切日	支払予定日
令和7年 3月分まで	令和7年 4月15日	令和7年 5月上旬
令和7年 6月分まで	令和7年 7月15日	令和7年 8月上旬
令和7年 9月分まで	令和7年 10月15日	令和7年 11月上旬
令和7年 12月分まで	令和8年 1月15日	令和8年 2月上旬

【※1】対象月を過ぎた場合でも、2年間は請求することが可能です。

園見学なんで大切？

楽しく
通えるかな？

どんな行事？
保護者も参加？

保育園から
呼び出し？

保育料＋
他の支払い？



ドキドキ不安

見学に
行こう

ワクワク安心

家庭と園の方針

熱37.5度
で呼び出し

看護師在住

アレルギーの対応

薬の服用依頼方法

駐車場の有無



英語・リトミック
夏まつり・遠足
etc

お布団リース代
環境整備費
教育充実費

教育重視
自然な環境

延長保育・土曜保育
利用方法

この園と大好きな先生に出会えて良かった！

園見学には、まず園へご連絡ください。（13時～15時頃がおすすめ）

- ①お子様の生年月日 ②見学希望の日時 ③必要な持ち物
④入園を希望する時期 ⑤子どもの同伴の可否 ご相談ください。

通ってみて
「本当に良かった！」
って思って預けたいから

見学に行こう

保育施設選び チェックリスト

立地

- 通園(所)時間と通いやすさ
- 雨の日でも通えるか

施設

- 保育施設・園庭の環境
- 広さ・場所・駐車場の有無
- 自転車やベビーカーを置けるか
- どんな絵本や玩具があるか
- お散歩に行く公園などがあるか

給食

- 自園調理か 外注か
- アレルギーの対応
- 食育に対する考え

持ち物

- 使用済みのおむつ
園が捨てる / お家で捨てる
- おむつ 持参 / サブスク
- 日々の持ち物
- お昼寝のお布団

保育時間

- 早朝保育は何時から
- 延長保育は何時まで
- 延長保育料金の額
- 土曜保育の有無と利用方法

保育士

- 保護者に対する対応や
印象
- 子どもへの言葉かけや
接し方
- 保育士同士の雰囲気

その他

- 英語教育・体操教室などの
習い事
- 給食・おむつ・教育費など
の別途費用
- 保護者会の内容
- 保護者参加行事 平日?
- 慣らし保育
- 病気・発熱の登園目安

見学の前に施設へご連絡ください。(Tel 13～15時がつながりやすいです)

- ① 見学の日時
- ② お子様の生年月日
- ③ 必要な持ち物
- ④ 入園(所)希望時期
- ⑤ 子ども同伴要否

HigashiHiroshima City.



東広島市役所 こども未来部 保育課 保育所係

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号